各種規程

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科

目 次

大阪医科薬科大学	学則	1
大阪医科薬科大学	大学院学則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	19
大阪医科薬科大学	大学院看護学研究科規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	27
大阪医科薬科大学	学位規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	41
大阪医科薬科大学	大学院看護学研究科博士前期課程学位規程施行細則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	46
大阪医科薬科大学	大学院看護学研究科博士後期課程学位規程施行細則 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	48
大阪医科薬科大学	大学院看護学研究科長期履修規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	51
大阪医科薬科大学	学生等懲戒規程 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	54
大阪医科薬科大学	ティーチング・アシスタント規程	62
大阪医科薬科大学	医学研究科及び看護学研究科リサーチ・アシスタント規程	64
大阪医科薬科大学	ハラスメント等の防止等に関する規程 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	66
大阪医科薬科大学は	こおける学生・大学院生に関する個人情報保護についての基本方針 ‥‥	70
大阪医科薬科大学は	こおける学生・大学院生に関する個人情報の利用目的 ・・・・・・・・・・・・・	71

大阪医科薬科大学 学則

(昭和27年2月20日施行)

第1章 総 則

(理 念)

第1条 大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)は、建学の精神及び学是(至誠仁術)に基づき、国際的視野に立った教育、研究或いは良質な医療の実践をとおして、 人間性豊かで創造性に富み人類の福祉と文化の発展に貢献する医療人を育成する。

(目的)

- **第2条** 本学は、前条の理念に基づき、豊かな人間性と国際的視野を備えた次の人材を育成することを目的とする。
 - (1) 人類共通の課題である健康の維持増進並びに疾病の予防と克服及び苦痛の軽減 に努める人材
 - (2) 変化する社会に対応し最新の知識と最良の技術を生涯学び続ける人材
 - (3) 地域医療から世界に通じる研究開発にわたる領域で探究心を持って活躍する人 材

(自己点検及び評価)

- 第3条 本学は、その教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成する ため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとす る。
- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

(学部及び大学院)

- 第4条 本学に、医学部医学科、薬学部薬学科及び看護学部看護学科を置く。
- 2 医学部医学科の入学定員は110名、収容定員は660名とする。
- 3 薬学部薬学科の入学定員は294名、収容定員は1,764名とする。
- 4 看護学部看護学科の入学定員は85名、収容定員は340名とする。
- 第4条の2 この学則に定めるもののほか、各学部の必要な事項は、本学医学部規程、薬学部規程及び看護学部規程(以下、「学部規程」という。)に定める。
- 第5条 本学に、大学院を置く。
- 2 大学院に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学大学院学則の定めるところによる。

(修業年限)

第6条 医学部医学科の修業年限は、6年とする。

- 2 薬学部薬学科の修業年限は、6年とする。
- 3 看護学部看護学科の修業年限は、4年とする。

(在学年限)

- 第7条 医学部医学科の在学年限は、第1・2学年次、第3・4学年次、第5・6学年次 に区分し、各区分において4年を超えることはできず、通算して12年以内とする。
- 2 薬学部薬学科の在学年限は、第1学年次から第4学年次までは、同一年次に2年を超 えて在学することはできず、通算して12年以内とする。ただし、同一年次の在学年 数が年度の途中で2年を超えることとなる者については、その年度が終了するまで当 該学年に在学することができる。
- 3 看護学部看護学科の在学年限は、通算8年以内とする。ただし、同一年次に2年を超 えて在学することはできない。

(学 年)

第8条 学年は、4月1日に始まり翌年3月31日に終る。

(学期)

第9条 学年を、次の2学期に分ける。

前期 4月1日から9月30日まで

後期 10月1日から翌年3月31日まで

(休業日)

- 第10条 定期休業日は、次のとおりとする。
 - (1) 土曜日及び日曜日
 - (2) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
 - (3) 本学創立記念日
 - (4) 春季休業
 - (5) 夏季休業
 - (6) 冬季休業
- 2 学長は、前項に定めるもののほか臨時の休業日を定めることができる。また、教育上 必要と認めた場合は、定期休業日であっても授業及び試験を行うことができる。

第2章 入学、再入学及び転入学

(入学等の時期)

第11条 入学、再入学及び転入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

- 第12条 本学に入学することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)を卒業した者

- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者又は通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者 で文科学大臣の指定した者
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外 教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程(修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が 定める基準を満たすものに限る。)で文部科学大臣の指定したものを文部科学大臣 が定める日以後に修了した者
- (6) 文部科学大臣の指定した者
- (7) 大学入学資格検定規程(昭和26年文部省令第13号)により文部科学大臣の 行う大学入学資格検定に合格した者又は高等学校卒業程度認定試験に合格した者
- (8) 本学の個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められ、18歳に達した者

(入学志願手続)

第13条 入学志願者は、所定の入学願書及び学部規程に定める入学検定料を添えて学長 に願い出なければならない。

(合格者の選考)

第14条 入学志願者に対しては試験を行い、その成績により合格者を選考する。

(入学手続及び入学許可)

- 第15条 前条に定める選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに 必要書類を学長に提出するとともに、別表に定める入学金及び学費の一部を納入しな ければならない。
- 2 保証人は、両親又はこれに代る成年に達した親族とする。
- 3 保証人は、学生の在学中に係る一切の事項について、責任を負うものとする。
- 第16条 学長は、前条に定める入学手続を完了した者に、入学を許可する。

(再入学)

- 第17条 本学を退学した者又は第30条第4号により除籍された者で、再入学を志願する者については、選考の上、相当の学年次に入学を許可することがある。
- 2 再入学に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(転入学)

第17条の2 他の大学の学生で、当該大学長又は学部長の承認を得て転入学を志願する者については、学長が入学を許可することができる。

(転学部)

- 第17条の3 転学部を願い出る者があるときは、選考の上、許可することがある。
- 2 転学部の取扱いについては、別に定める。

第3章 教育課程及び履修等

(教育課程及び履修方法)

- 第18条 学生が履修すべき授業科目、単位数及び年次配当は、学部規程に定める。
- 2 総合的な学力等を判定する試験(統合的な試験)を所定の課程に加えることができる。
- 3 本学則に定めるもののほか、履修方法の細目については、学部規程に定める。

(単位の計算方法)

- 第19条 各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成するものとし、次の基準により計算するものとする。
 - (1) 講義、チュートリアル及び演習については、15時間から30時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。
 - (2) 実験、実習及び実技については、30時間から45時間までの範囲で学部規程に定める時間の授業をもって1単位とする。

(1年間の授業期間)

第20条 1年間の授業を行う期間は、35週にわたることを原則とする。

(成績の評価)

- 第21条 授業科目の成績は、試験その他の評価により行う。
- 2 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格 とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を 良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。
- 3 不合格となった授業科目については、再試験を行うことがある。
- 4 試験及び成績の評価の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。
- 第21条の2 前条の評価に対してグレード・ポイント(以下、「GP」という。)を設定し、GPの平均値であるグレード・ポイント・アベレージ(以下、「GPA」という。)を算出する。
- 2 GP及びGPAの取扱いについては、学部規程に定める。

(追試験)

- **第22条** 病気その他やむを得ない理由により、試験を受けられなかった者については、 追試験を行うことがある。
- 2 追試験の実施に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位の認定)

- 第23条 授業科目の成績の評価を行い、合格とされた学生に対し、所定の単位を与える。
- 2 前項の単位認定は、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(既修得単位の認定)

- 第24条 他の大学を卒業し、又は中途退学し、新たに本学の第1学年次に入学した学生 の既修得単位については、教育上有益と認めるときは、その学力を確認した上で本学 において修得したものとして認定することができる。
- 2 前項の定めにより認定することができる単位は、合計30単位を限度とする。
- 3 前2項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

(他学部及び他大学等における授業科目等の履修)

- 第25条 本学が、教育上有益と認めるときは、本学の他学部及び他の大学等(外国の大学等を含む。)との協議に基づき、学生に当該学部及び当該大学等の授業科目等を履修させることができる。
- 2 前項の取扱いについては、学部長が当該教授会の議を経て学長に報告し、学長が決定する。

第4章 休学、復学、転学、退学及び除籍

(休 学)

- 第26条 病気その他やむを得ない理由により、休学しようとする者は、医師の診断書又は詳細な理由書を添えて、保証人連署のうえ学長に願い出て、学期単位を原則として 休学することができる。
- 2 病気その他の理由により修学することが不適当と認められる者については、学長は休 学を命ずることができる。
- 3 休学に関する取扱いは、学部規程に定める。

(復 学)

- **第27条** 休学期間中に、その理由がなくなったときは、学長の許可を得て復学することができる。
- 2 復学は、原則として学年又は学期の始めでなければならない。
- 3 第1項の規定により復学が許可された場合には、休学前の既修得単位及び成績はその まま認める。

(転 学)

第28条 他の大学へ、入学又は転入学を志願しようとする者は、保証人連署の上、学長 に所定の退学願を提出しなければならない。 (退 学)

- **第29条** 病気その他やむを得ない理由により、退学しようとする者は、保証人連署の上、 学長に所定の退学願を提出しなければならない。なお、必要に応じその他書類の提出 を求める場合がある。
- 2 学業成績の不振が一定期間続く学生に対しては、退学を命ずることがある。

(除籍)

- 第30条 次の各号のいずれかに該当する者は、当該教授会の意見を踏まえ、学長が決定 し、除籍する。
 - (1) 第7条に定める在学年限を超えた者
 - (2) 在学年限内に所定の単位を修得できないことが明らかな者
 - (3) 学部規程に定める休学年限を超えてなお復学できない者
 - (4) 第35条に定める学費について、納入期限経過後督促してもなお未納の者
 - (5) 長期間にわたり行方不明の者
 - (6) 死亡した者

第5章 進級及び卒業

(進級)

第31条 当該学年次又は当該学期の所定の課程を修了した者については、当該教授会の 議を経て、学部長が単位及び進級を認定し、学長が決定する。

(卒 業)

- 第32条 第6条に定める修業年限以上在学し、医学部医学科においては学部規程に定める所定の単位を修得し、かつ、総合試験に合格した者には、医学部教授会の議を経て、医学部長が卒業を認定し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士(医学)の学位を授与する
- 2 前項の総合試験に関しては、医学部教授会の議を経て、医学部長が別に定め、学長が決定する。
- 3 第6条に定める修業年限以上在学し、薬学部薬学科においては学部規程に定める所定 の単位を修得した者には、薬学部教授会の議を経て、薬学部長が卒業を認定し、学長 が決定のうえ卒業証書及び学士(薬学)の学位を授与する。
- 4 第6条に定める修業年限以上在学し、看護学部看護学科においては学部規程に定める 所定の単位を修得した者には、看護学部教授会の議を経て、看護学部長が卒業を認定 し、学長が決定のうえ卒業証書及び学士(看護学)の学位を授与する。

第6章 賞 罰

(褒 章)

第33条 成績優秀操行善良で他の模範であると学長が認めるときは、教授会の議を経て、

学生を褒賞することができる。

(懲 戒)

第34条 教育上必要があると学長が認めるときは、当該教授会の意見を踏まえ、学生に 懲戒を加えることができる。なお、懲戒に関し必要な事項は、大阪医科薬科大学学生 等懲戒規程に定める。

第7章 入学金及び学費

(入学金及び学費)

- 第35条 入学金及び学費の額は、別表に定める。
- 2 入学金及び学費は、原則として返還しない。
- 3 入学金及び学費は、経済事情の変化によりその金額を変更することがある。
- 4 第1項にかかわらず、入学時特待生制度等適用者の入学金及び学費については、別に 定める。
- 5 学費の納入に関する取扱いについては、学部規程に定める。

(休学の場合における学費)

- **第36条** 休学する者は、指定した期限までに学費のうち在籍料を納入しなければならない。ただし、学期途中に復学した者は、当該学費を納入しなければならない。
- 2 在籍料の額は、学部規程に定める。

第8章 研究生

(研究生)

- **第37条** 本学開設の授業科目のうち特定分野に関し、研究を行おうとする者があるときは、選考の上研究生として許可することができる。
- 2 研究生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

第9章 委託生、聴講生等

(委託生及び聴講生)

- 第38条 本学に委託生を託された場合は、その学歴を選考して許可することがある。
- 2 本学開設の授業科目の中から聴講することを希望する者があるときは、聴講生として 許可することがある。
- 3 委託生及び聴講生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(単位互換履修生及び科目等履修生)

第39条 他の大学又は短期大学との協議に基づき、当該他の大学等に在学中の者を単位 互換履修生として、本学における授業科目を履修させることができる。

- 2 特定の授業科目のうち1科目又は数科目を選んで履修し、単位を修得しようとする者 があるときは、科目等履修生として許可することがある。
- 3 単位互換履修生及び科目等履修生に関し必要な事項は、学部規程に定める。

(外国人留学生)

- 第40条 第12条に定める入学資格を有する外国人が本学に入学を志願するときは、選 考のうえ外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生については別に定める。

第10章 公開講座

(公開講座)

第41条 本学に公開講座を設けることがある。

第11章 学生の福利・厚生

(学生の福利・厚生)

第42条 本学に福利・厚生施設を置く。その規則は、別に定める。

第12章 職員組織

(職員組織)

- 第43条 本学に学長、学部長、大学病院長、図書館長その他の職員を置く。その規則は、 別に定める。
- 2 前項に定めるもののほか、本学に副学長、学長補佐を置くことができる。
- 3 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する。
- 4 副学長及び学長補佐は、学長の統督の下で教育及び研究に関する校務をつかさどる。
- 5 学部長は、学長の統督の下で学部に関する校務をつかさどる。
- 第44条 本学に教育及び研究のための教授、准教授、講師、助教、助手、技術職員等を置く。これらの定員及び資格については、別に定める。
- 第45条 本学の事務を処理するため、一定数の事務職員を置く。
- 第46条 本学の教職員を専任兼任に区別し、その勤務規則は、別に定める。

第13章 教授会

(教授会)

第47条 教育研究に関する事項の審議機関として、各学部に教授会を置く。

2 教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

第14章 附属施設

(附属施設)

第48条 本学に大学図書館、その他の附属施設を設ける。その規則は、別に定める。

第49条 本学に大学病院を設ける。その規則は、別に定める。

第15章 その他の組織

(その他の組織)

第50条 本学に教育研究に必要なその他の組織を設ける。

2 個々の組織の使命・構成等は、別に定める。

第16章 その他

(改 廃)

第51条 この学則の改廃は、各学部の教授会及び法人運営会議の議を経て、理事会が行う。

附 則(昭和49年9月30日)

この改正は、昭和50年4月1日から施行する。

ただし、経過措置として第45条の総定員は昭和50に限り500名、昭和51年度に限り520名、昭和52年度に限り540名、昭和53年度に限り560名、昭和54年度に限り580名とする。

附則

この改正は、昭和52年4月1日から施行する。

ただし、昭和51年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日より施行する。

ただし、昭和52年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和53年4月1日から施行する。

附則

この改正は、昭和54年4月1日より施行する。

附則

この改正は、昭和58年4月1日より施行する。

附則

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、昭和59年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第8条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、昭和62年4月1日より施行する。

ただし、昭和61年度以前より在学する者については、改正後の第7条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成元年4月1日より施行する。

ただし、昭和58年度以前より在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、次の通りとする。

期間	納入期限		納 入 金	計	
<i>荆</i> 间	科的人物的	授業料	実 習 料	施設拡充費	百日
第 1 期	4月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 2 期	9月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
第 3 期	1月15日	20万円	10万円	20万6千円	50万6千円
合	計	60万円	30万円	61万8千円	151万8千円

附 則

この改正は、平成元年10月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成2年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成3年10月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成4年3月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成7年4月1日から施行する。

ただし、平成6年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成8年4月1日から施行する。

ただし、平成7年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第40条の規定にかか わらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成9年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、な お従前の例による。

附 則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

ただし、平成9年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成11年4月1日から施行する。

ただし、平成10年度以前から在学する者については、改正後の第33条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成8年度以前から在学する者については、改正後の第32条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成12年4月1日から施行する。

ただし、平成11年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成13年4月1日から施行する。

ただし、平成12年度以前から在学する者については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成14年4月1日から施行する。

ただし、平成13年度以前から在学する者については、改正後の第18条、第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、各学年次の前年度までの履修 科目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成15年4月1日から施行する。

ただし、平成14年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成16年4月1日から施行する。

ただし、平成15年度以前から在学する者については各学年次の前年度までの履修科 目単位について改正後の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成17年4月1日から施行する

附則

この改正は、平成17年12月13日から施行する

附則

この改正は、平成18年2月14日から施行する

附 則

この改正は、平成18年4月1日から施行する

附 則

この改正は、平成19年2月13日から施行する。

附則

この改正は、平成19年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成20年4月1日から施行する。

ただし、平成19年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成21年3月1日から施行する。

附則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

ただし、平成20年度以前から在学する者については、改正後の第7条の規定にかか

わらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、文部科学大臣の認可(平成21年10月30日)を得て、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成22年4月1日から施行する。

ただし、平成21年度以前から在学する者については、改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

ただし、平成23年度以前から在学する者については、改正後の別表2の規定にかか わらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。 ただし、平成22年度及び23年度入学生に限る。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年4月1日から施行する。

ただし、平成24年度以前から在学する者については、改正後の規定にかかわらず、 なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

ただし、平成27年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び改正後の第36条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第21条及び第21条の2 の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、平成29年4月1日から施行する。

ただし、平成28年度以前の入学生については、改正後の第18条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和2年4月1日から施行する。

ただし、第3条第2項の規定にかかわらず、令和2年度から令和3年度までの医学部 医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名と する。

附 則

- 1 この改正は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条第3項の規定にかかわらず、薬学部薬学科の収容定員は令和3年 度1,721名、令和4年度1,740名とする。
- 3 改正後の第4条第1項及び第3項、第6条第2項、第7条第2項、第32条第3項の規定にかかわらず、令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として、薬学部に薬科学科(4年制)を置く。なお、同学科は大阪薬科大学において学生募集を停止していたことを受け、新規の学生募集は行わず、令和3年度における第4学年次の収容定員を2名、令和4年度以降の収容定員を0名とし、在籍学生がいなくなった時点で廃止するものとし、同学科の取扱いは薬学部規程及び薬科学科規程に定める。
- 4 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生の大阪薬科大学に

おける修業年数及び在学年数については、改正後の第6条第2項及び第7条第2項 に規定する修業年限及び在学年限に継承する。

- 5 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成26年度以前の入学生については、改正後の第7条第2項中の「2年」を「3年」に読み替える。
- 6 薬学部規程に定めることとする取扱いのうち、改正後の第3章及び第5章に関する事項の令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生への適用については、薬学部規程細則に大阪薬科大学の入学年度に応じた個別の取扱いを定める。

附則

この改正は、令和3年7月1日から施行する。

ただし、令和3年度以前から在学する看護学部学生に係る学費については、別表及び 改正後の第35条にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び看護学部における学費納入 に関する取扱規程に定める。

附 則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和4年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和4年度から令和10年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

	年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
	入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
Γ	収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

附則

1 この改正は、令和5年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和5年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和5年度から令和11年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

- 2 この改正の施行に伴い、大阪医科薬科大学医学部特待生(入学時)規程は廃止する。
- 3 この改正は令和5年度以降に入学する者に適用し、令和4年度以前に入学した医学部学生に係る学費については、別表にかかわらず、大阪医科薬科大学医学部及び 看護学部における学費納入に関する取扱規程に定める。

附則

1 この改正は、令和6年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和6年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和6年度から令和12年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

	年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度
	入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
Ī	収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

2 令和3年4月1日に大阪薬科大学から薬学部に転入学した学生のうち、平成29年度以前の入学生が第4学年次進級時に選択可能な学科として薬学部に設置していた薬科学科(4年制)については、学科選択権を持つ在籍学生がいなくなったため、令和5年3月31日付で廃止する。

附則

1 この改正は、令和7年4月1日から施行する。

ただし、第4条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の医学部医学科の定員は、地域枠の臨時定員2名を加え、入学定員112名、収容定員672名とする。令和7年度から令和13年度までの入学定員及び収容定員は下表のとおりとする。

年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
入学定員	112名	110名	110名	110名	110名	110名	110名
収容定員	672名	670名	668名	666名	664名	662名	660名

(別表)

(1) 医学部医学科

	項目	金 額 (年額)	備考
	入学金	100万円	入学手続時
	授業料	188万円	
	実習料	34万5千円	
学費	施設拡充費	126万円	
	教育充実費	150万円	入学年次
	教育儿天 镇	100万円	2年次以降

(2) 薬学部薬学科

_ (_ / /	1 11/1/1/2 1 1 1						
項目		金	額(年額)		備	考	
	入学金		40万円	入学手続時			
学費	授業料		120万円				
十	施設·設備費		60万円				·

(3) 看護学部看護学科

(0)	X 1 HM D HX 1 11		
項目		金額(年額)	備考
入学金		20万円	入学手続時
	授業料	120万円	
学費	本 224 本1	20万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者及び 助産学実習受講者を除く
十	実習料	30万円	公衆衛生看護学実習Ⅱ受講者対象
		50万円	助産学実習受講者対象
	施設拡充費	30万円	

大阪医科薬科大学 大学院学則

(昭和34年4月1日施行)

第1章 総 則

(目 的)

- **第1条** 大阪医科薬科大学大学院(以下、「本大学院」という。)は、医学、薬学及び看護学の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて、文化の発展に寄与することを目的とする。
- 2 本大学院は、第3条に規定する研究科において研究者、教育者或いは医療人として自立して活動を行うに必要な高度の研究能力及びその基礎となる豊かな学識を養うものとする。

(自己点検及び評価)

- 第2条 本大学院は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、本大学院における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行うものとする。
- 2 前項の点検及び評価の方法等については、別に定める。

第2章 組織

(組 織)

- 第3条 本大学院に医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科を置く。
- 2 医学研究科に医科学専攻修士課程及び医学専攻博士課程を置く。
- 3 薬学研究科に薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士課程を置く。ただし、薬科学専攻博士課程は博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 4 看護学研究科に看護学専攻博士課程を置く。ただし、博士前期課程と博士後期課程に区分することとし、博士前期課程を修士課程として取り扱う。
- 第4条 医科学専攻修士課程に次のコースを置く。
 - (1) 医療科学コース
 - (2) SDGs/SDHコース
- 2 医学専攻博士課程に次のコースを置く。
 - (1) 予防・社会医学研究コース
 - (2) 生命科学研究コース
 - (3) 高度医療人養成コース
 - (4) 再生医療研究コース
 - (5) 先端医学研究コース

- 3 薬学研究科に別に定めるコースを置くことができる。
- 4 看護学専攻前期課程に次のコースを置く。
 - (1) 教育研究コース
 - (2) 高度実践コース
- 第5条 本学則に定めるもののほか、各研究科に必要な事項は、医学研究科規程、薬学研究 科規程及び看護学研究科規程(以下、「研究科規程」という。)に定める。

第3章 収容定員

(収容定員等)

- 第6条 医学研究科は、医科学専攻修士課程を入学定員4名・収容定員8名とし、医学専攻博士課程を入学定員50名・収容定員200名とする。
- 2 薬学研究科は、薬学専攻博士課程を入学定員4名・収容定員16名とし、薬科学専攻博士前期課程を入学定員2名・収容定員4名、博士後期課程を入学定員2名・収容定員6名とする。
- 3 看護学研究科は、看護学専攻博士前期課程を入学定員8名・収容定員16名とし、博士 後期課程を入学定員3名・収容定員9名とする。

第4章 修業年限及び在学年限

(修業年限)

- 第7条 医学研究科の修業年限は、医科学専攻修士課程2年、医学専攻博士課程4年を標準とする。ただし、医学専攻博士課程において特に優れた研究業績を上げた者については、3年以上在学すれば足りるものとする。
- 2 薬学研究科の修業年限は、薬学専攻博士課程4年、薬科学専攻博士前期課程2年、博士 後期課程3年を標準とする。ただし、特に優れた研究業績を上げた者については、博士課 程においては3年以上、博士後期課程においては2年以上在学すれば足りるものとする。
- 3 看護学研究科の修業年限は、看護学専攻博士前期課程2年、博士後期課程3年を標準と する。
- 4 職業を有している等の事情により、修業年限を超えての教育課程の履修及び修了(以下、「長期履修」という。)を希望する場合には、指導教授を経て学長の許可を得ることにより、長期履修を行うことができる。長期履修に関し必要な事項は、別に定める。
- 5 第1項から第3項の規定にかかわらず、特別の理由により指導教授を経て学長の許可 を得た場合には、在学年限を次のとおり延長することができる。
 - (1) 医学研究科医科学専攻修士課程においては4年まで、医学専攻博士課程において は8年まで
 - (2) 薬学研究科薬学専攻博士課程においては8年まで、薬科学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程においては6年まで
 - (3) 看護学研究科看護学専攻博士前期課程においては4年まで、同博士後期課程にお

いては6年まで

6 第1項から第3項の規定にかかわらず、医科学専攻修士課程、医学専攻博士課程、薬学 専攻博士課程、薬科学専攻博士前期課程、看護学専攻博士前期課程においては、入学前に 他の大学院等において修得した単位(入学資格を有した後、修得したものに限る。)を本 大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本大学院の 修士課程又は博士課程の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修 得に要した期間その他を勘案して1年を超えない範囲で本大学院が定める期間在学した ものとみなすことができる。

第5章 授業科目及び履修方法

(授業科目及び単位数)

第8条 医学研究科、薬学研究科及び看護学研究科における授業科目及び単位数は研究科 規程に定める。

(授業及び研究指導)

- 第9条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導(以下、「研究指導」という。)によって行う。
- 2 前項の教育実施にあたり、第38条に定める研究科教授会はその計画を策定する。
- 3 第38条に定める研究科教授会は、学位論文の作成にあたり大学院生ごとに指導教員 を定めるものとする。

(履修方法)

- 第10条 授業科目の履修は、次のとおりとする。
 - (1) 大学院生は、所定の単位を修得するとともに、必要な授業又は研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ、最終試験に合格しなければならない。
 - (2) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、他大学院等との間において受け入れに関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が他大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
 - (3) 指導教員が研究指導上必要と認め、かつ、外国の大学院等との間において受け入れ に関する協議が行われている場合には、第38条に定める当該研究科教授会の議を 経て、学長が外国の大学院等において必要な研究指導を受けさせることができる。
 - (4) 大学院設置基準第14条に定める教育方法の特例により、夜間その他特定の時間 又は時期において授業又は研究指導を行う等の適当な方法により教育を行うことが できる。
 - (5) 大学院での既修得単位については、当該研究科教授会の意見を踏まえ、学長が上限 15単位まで認定することができる。なお、認定にあたっては、入学年度の所定期日 までに、認定願出用紙、当該大学院の成績証明書及び当該科目の授業内容が記載され た書類を提出する必要がある。
 - (6) 本大学院は、教育上有益と認めるときは、他の研究科又は大学院と予め協議の上、

当該他の研究科又は大学院における授業科目の履修を当該研究科の授業科目の履修と認定することがある。

(7) 前各号のほか、履修方法の細目は、研究科規程による。

(成績の評価)

第11条 評価は原則として100点法によって行い、60点以上を合格、59点以下を不合格とし、90点以上を秀(S)、80点以上89点以下を優(A)、70点以上79点以下を良(B)、60点以上69点以下を可(C)、59点以下を不可(D)と表示する。

(単位の認定)

第12条 履修科目の単位修得の認定は、試験又は研究報告等により担当教員が行うものとする。

第6章 学 位

(修了要件)

- 第13条 医学研究科に所定の修業年限以上(第7条第1項のただし書きに該当する者については、3年以上)在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、医科学専攻修士課程では修士(医科学)を、医学専攻博士課程では博士(医学)の学位を授与する。
- 2 薬学研究科に所定の修業年限以上(第7条第2項のただし書きに該当する者については、3年ないし2年以上)在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を経て、最終試験に合格した者には、薬学専攻博士課程では博士(薬学)を、薬科学専攻博士前期課程では修士(薬科学)を、同博士後期課程では博士(薬科学)の学位を授与する。
- 3 看護学研究科に所定の修業年限以上在学して、所定の単位を修得し、学位論文の審査を 経て、最終試験に合格した者には、看護学専攻博士前期課程では修士(看護学)を、同博 士後期課程では博士(看護学)の学位を授与する。
- 4 前各項に定める所定の単位については、研究科規程による。
- 第14条 医学研究科の医学専攻博士課程を経ない者にあって、学位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ、専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(医学)の学位を授与する。
- 2 薬学研究科の薬学専攻博士課程及び薬科学専攻博士後期課程を経ない者にあって、学 位論文を提出し、その審査の結果、前条と同等以上の内容を有するものと認められ、かつ 専攻学術に関し同様の学識を有することを試問により確認された者に、博士(薬学)又は 博士(薬科学)の学位を授与する。

(学位規程)

第15条 学位論文の審査及び試験の方法、その他学位に関する必要な事項は、別に定める 学位規程及び細則による。

第7章 入学、休学、転学及び退学

(入学の時期)

第16条 入学の時期は、学年の始めとする。

(入学資格)

第17条 入学を志願することのできる者の資格については、研究科規程に定める。

(入学志願手続き)

- 第18条 入学志願者は、所定の入学願書及び研究科規程に定める入学検定料を添えて学 長に願い出なければならない。
- 第19条 入学検定は、人物、学力等について行うものとする。

(入学手続き)

第20条 入学を許可された者は、定められた期日内に入学手続きを終了し、別表に定める 入学金及び学費の一部を納入しなければならない。

(休 学)

- 第21条 大学院生が病気その他事故により3か月以上休学しようとするときは、医師の 診断書又は詳細な理由書を添え、学長に所定の休学願を提出しなければならない。
- 第22条 休学の期間は、1年を超えることはできない。ただし、特別の理由があるときは、 更に1年以内の休学を許可することがある。休学期間は、在学年数に算入しない。

(復 学)

第23条 休学者が復学しようとするときは、第21条の手続きに準ずる。

(退 学)

- **第24条** 大学院生が病気その他の理由で退学しようとするときは、学長に所定の退学願を提出しなければならない。
- **第25条** 学長は、病気その他の理由で成業の見込がないと認めたときは、当該研究科教授 会の意見を踏まえ、退学を命ずることがある。

(転学等)

第26条 他の大学の大学院へ転学又は他の研究機関に留学、就学を志願する者は、指導教 員を経て、学長の許可を得なければならない。 (転入学)

第27条 本大学院に転入学を志願する者があるときは、その志願する研究科に欠員のある場合に限り、当該研究科教授会で選考の上、学長が入学を許可することがある。

第8章 学費その他の納入金

(入学金及び学費)

- 第28条 入学金及び学費の額は、別表に定める。
- 2 学費の納入に関する取り扱いについては、研究科規程に定める。

第9章 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生

(聴講生)

- 第29条 1科目又は数科目の聴講を希望する者がある場合は、大学院生の学修に妨げのない限度において選考の上、聴講生として聴講を許可することがある。
- 2 聴講を希望する者の出願手続きは、別に定めるところによる。

(研究生)

- 第30条 本大学院に研究生制度を置く。
- 2 前項に定めるほか、研究生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

(科目等履修生)

- 第31条 本大学院の特定の科目につき履修しようとする者がある場合は、選考の上科目 等履修生として許可することがある。
- 2 科目等履修生の入学資格は、大学卒業者又はこれと同等以上の学力があると認められた者とする。
- 3 科目等履修生として許可された科目を履修し、試験に合格した場合は、所定の単位を与 えることができる。
- 4 前各項に定めるほか、科目等履修生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

(特別聴講生)

- 第32条 他大学の大学院生で、本大学院において授業科目を履修し、単位の付与を受けようとする者がある場合は、当該大学との協議に基づき、特別聴講生として受け入れることがある。
- 2 前項に定めるほか、特別聴講生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

(特別研究生)

- **第33条** 他大学の大学院生で、本大学院において研究指導を受けようとする者があるときは、当該大学との協議に基づき、特別研究生として受け入れることがある。
- 2 前項に定めるほか、特別研究生に関する取り扱いは、別に定めるところによる。

(外国人留学生)

- 第34条 第17条に定める入学資格を有する外国人が本大学院に入学を志願するときは、 選考の上、外国人留学生として入学を許可することがある。
- 2 外国人留学生に関する取り扱いは、別に定める。

(聴講生等への学則の適用)

第35条 聴講生、研究生、外国人留学生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究生に関しては、本章に定めるほか本学則各章の規定を準用する。ただし、第6条、第7条及び第13条から第15条までの規定は、準用しない。

第10章 教員組織

(教員組織)

- 第36条 医学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、医学部の教授、准教授、講師及び助教並びに大学院医学研究科専任の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。必要ある場合は、専門教授、特別任命教員、特別職務担当教員をこれに充てることができる。
- 2 薬学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、薬学部の教授、准教授、講師及び助教をもって充てる。
- 3 看護学研究科の授業及び研究指導を担当する教員は、看護学部の教授、准教授、講師及 び助教をもって充てる。

第11章 運営組織

(研究科長)

- 第37条 医学研究科に医学研究科長を置き、医学部長をもってこれに充てる。
- 2 薬学研究科に薬学研究科長を置き、薬学部長をもってこれに充てる。
- 3 看護学研究科に看護学研究科長を置き、看護学部長をもってこれに充てる。
- 4 医学研究科長、薬学研究科長及び看護学研究科長は、学長の統括の下、当該研究科に関する校務をつかさどる。

(教授会)

- 第38条 本大学院各研究科の教育研究に関する事項の審議機関として、それぞれに医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会を置く。
- 第39条 医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会に関し、必要な事項は、別に定める。

(事務職員)

第40条 本大学院に事務職員を置く。

第13章 その他

(大学学則の準用)

- 第41条 本学則に定めるもののほか、除籍、再入学、学年・学期・休業日、表彰・懲戒等の大学院生に関して必要な事項は、本大学学則を準用する。
- 第42条 本学則の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会及び看護学研究科教授会の議を経て、学長が理事会に提案し、理事会が行う。

附 則

(中 略)

附 則

この改正は、令和7年4月1日から施行し、令和8年度の入学者より適用する。

ただし、第6条第2項の規定にかかわらず、令和7年度の薬学専攻博士課程の入学定員を3名、収容定員を12名、令和8年度の収容定員を13名、令和9年度の収容定員を14名、令和10年度の収容定員を15名とし、令和7年度の薬科学専攻博士前期課程の入学定員を5名、収容定員を10名、令和8年度の収容定員を7名とする。

(別表)

		医学研究科	薬学研究科	看護学研究科
入学金		23万円	10万円	20万円
274	授業料	3 5 万円	50万円	48万円
学費	教育充実費	15万円		10万円
月	実習料			15万円※

※高度実践コース

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科規程

(令和3年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)に基づき、大阪医科薬科大学大学院看護学研究科(以下、「本研究科」という。)看護学専攻博士前期課程及び博士後期課程に必要な事項について定める。

(目 的)

- 第2条 大学院学則に定める大阪医科薬科大学大学院の目的に基づき、本研究科の目的は、 次の各号のとおりとする。
 - (1) 博士前期課程は、豊かな学識とグローバルな視点を基盤に、看護学の深奥を窮めることができる教育研究者及び高度実践看護専門職者を育成することを目的とする。
 - (2) 博士後期課程は、豊かな学識とグローバルな視点を基盤に看護学の深奥を窮めることができ、国際社会に貢献できる自立した教育研究者を育成することを目的とする。

(教育課程)

- 第3条 博士前期課程の大学院生は、大学院学則第4条第4項に定める看護学専攻の教育研究コースまたは高度実践コースのいずれかに所属する。ただし、高度実践看護師の認定を目指す者は、高度実践看護師教育課程である高度実践コースに所属する。
- 2 博士後期課程に所属する大学院生は、看護学専攻に所属する。

(入学資格)

第4条 本研究科に入学を志願することのできる者の資格については、入学試験要項に定める。

(教育方法)

第5条 博士前期課程及び博士後期課程の教育は、授業及び学位論文等の作成に関する指導によって行う。

(授業科目)

- 第6条 第3条の博士前期課程の各コース、博士後期課程の専攻にはそれぞれ授業科目を 置き、大学院生は定められた授業科目を履修する。
- 2 前項の授業科目は、別表1のとおりとする。
- 3 前項に定める授業科目の英文名称は、別表2のとおりとする。
- 4 第2項に定める授業科目は、多様なメディアを利用して、当該授業を行う本学の校舎 及び附属施設等以外の場所で大学院生に履修させることができる。

(履修方法)

- 第7条 授業科目の履修方法は、次のとおりとする。
 - (1) 博士前期課程においては、教育研究コースでは32単位以上、高度実践コースでは42単位以上(ただしプライマリケア看護学を専攻する者は50単位以上)、博士後期課程においては14単位以上を修得するとともに、必要な研究指導を受けた上、学位論文を提出し、かつ最終試験に合格しなければならない。
 - (2) 修了要件については入学年度ごとに発行される本研究科教育要項の定めるところによる。

(入学検定料)

第8条 入学検定料は、3万5千円とする。

(入学金及び学費の納入に関する取り扱い)

- 第9条 学費の納入は、大学院学則別表に基づく金額を2期に分けて行うものとし、各期の納入額はその年額を等分した相当額とする。
- 2 前項にかかわらず、学費は当該年度初期において一括納入することができる。
- 3 学費の納入期限は、次のとおりとする。ただし、最終日が銀行の休業日に当たる場合 は、その直前の営業日を納入期限とする。

前期 3月31日後期 9月30日

- 4 前項にかかわらず、入学を許可された者の学費の納入については、大学院学則第20 条に基づき当該年度第1期分を入学手続時に納入しなければならない。
- 5 本学学部を卒業した者が本研究科に入学する場合、入学金は半額免除、本研究科博士前期課程を修了した者が博士後期課程に入学する場合、入学金は免除とし、取り扱いについては別に定める。
- 6 休学期間中の学費は、授業料相当額の在籍料とする。
- 7 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生、特別研究生及び長期履修適用者の取り 扱いについては、別に定める。

(雑 則)

第10条 この規程の施行に際して必要な事項は、本研究科教授会の議を経て、学長が決定する。

(改 廃)

第11条 この規程の改廃は、本研究科教授会及び法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

ただし、令和2年度以前の入学生については、改正後の大学院学則第11条の規定にか

かわらず、なお従前の例による。

附則

この改正は、令和4年1月28日から施行する。

附則

この改正は、令和4年5月23日から施行する。

附 則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

(別表 1) 看護学研究科看護学専攻:博士前期課程

授業科目	単位数	授業科目	単位数
看護倫理	2	看護技術開発学演習 I	2
看護学研究方法論	2	看護技術開発学演習Ⅱ	2
看護現任教育論	2	移植・再生医療看護学特論 I	2
看護理論	2	移植・再生医療看護学特論 II	2
看護管理学	2	移植・再生医療看護学演習	2
コンサルテーション論	2	がん看護学特論 I	2
看護政策論	1	がん看護学特論Ⅱ	2
フィジカルアセスメント論	2	がん病態治療論	2
臨床薬理学	2	がん看護学援助論 I	2
病態生理学	2	がん看護学援助論Ⅱ	2
看護哲学	2	がん看護学演習 I	2
英語論文講読	1	がん看護学演習Ⅱ	2
看護教育学特論 I	2	がん看護学実習 I	2
看護教育学特論Ⅱ	2	がん看護学実習Ⅱ	2
看護教育学演習	2	がん看護学実習Ⅲ	3
看護技術開発学特論 I	2	がん看護学実習IV	3
看護技術開発学特論Ⅱ	2	慢性看護学特論 I	2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
慢性看護学特論Ⅱ	2	精神看護学実習Ⅱ	6
慢性看護アセスメント論	2	精神看護学実習Ⅲ	2
慢性看護援助論 I	2	老年看護学特論	2
慢性看護援助論Ⅱ	2	老年看護アセスメント論	2
慢性看護学演習 I	2	老年期病態治療論	2
慢性看護学演習Ⅱ	2	老年看護援助論	2
慢性看護学実習 I	2	老年看護サポートシステム論	2
慢性看護学実習Ⅱ	4	老年看護学演習 I	2
慢性看護学実習Ⅲ	4	老年看護学演習Ⅱ	2
精神看護学特論I	2	老年看護学実習 I	4
精神看護学特論Ⅱ	2	老年看護学実習Ⅱ	4
精神看護学特論Ⅲ	2	老年看護学実習Ⅲ	2
精神看護アセスメント論	2	家族看護学特論	2
精神看護学援助論 I	2	周産期看護論	2
精神看護学援助論Ⅱ	2	母性看護学特論	2
精神看護学治療論	2	ウィメンズヘルス看護論	2
精神看護学演習	2	周産期看護援助論 I	2
精神看護学実習 I	2	周産期看護援助論Ⅱ	2

授業科目	単位数	授業科目	単位数
周産期看護演習 I	2	医療の質保証と安全管理	2
周産期看護演習Ⅱ	2	プライマリケア看護学特論 I	2
小児看護学特論	2	プライマリケア看護学特論Ⅱ	2
小児と病気	2	プライマリケア看護学特論Ⅲ	2
発達障害看護論	2	プライマリケア看護学特論IV (小児)	2
小児看護アセスメント論	2	プライマリケア看護学特論V (成人)	2
小児看護学演習	2	プライマリケア看護学特論VI (老年)	2
小児看護学実習 I	2	プライマリケア看護学特論 W (メンタルヘルス)	2
小児看護学実習Ⅱ	6	プライマリケア看護学演習 I	2
小児看護学実習Ⅲ	2	プライマリケア看護学演習Ⅱ	2
地域看護学特論	2	プライマリケア看護学実習 I	2
地域ケアシステム特論	2	プライマリケア看護学実習Ⅱ	2
地域母子保健論	2	プライマリケア看護学実習Ⅲ	4
地域看護学演習	2	プライマリケア看護学実習IV	2
在宅看護学特論 I	2	特別研究	8
在宅看護学特論Ⅱ	2	課題研究	4
在宅看護学演習	2		. '
ヘルスプロモーション論	2		

看護学研究科看護学専攻:博士後期課程

授業科目	単位数	授業科目	単位数
看護科学研究論	2	実践支援看護学演習	1
看護学研究法応用論(保健統計)	1	療養生活支援看護学特論	2
看護学研究法応用論(実験法)	1	療養生活支援看護学演習	1
看護学教育開発論	2	地域家族支援看護学特論	2
英語論文演習	1	地域家族支援看護学演習	1
異文化看護論	1	特別研究	8
実践支援看護学特論	2		

(別表2)

看護学研究科博士前期課程:授業科目英文表記

授業科目	英文名称	
看護倫理	Nursing Ethics	
看護学研究方法論	Nursing Research Methodology	
看護現任教育論	Nursing Continuing Education	
看護理論	Nursing Theory	
看護管理学	Nursing Administration	
コンサルテーション論	Consultation	
看護政策論	Nursing Policy	
フィジカルアセスメント論	Physical Assessment	
臨床薬理学	Clinical Pharmacology	
病態生理学	Pathophysiology	
看護哲学	Nursing Philosophy	
英語論文講読	Reading Nursing Research in English	
看護教育学特論 I	Theory of Nursing Education I	
看護教育学特論Ⅱ	Theory of Nursing Education II	
看護教育学演習	Seminar of Nursing Education	
看護技術開発学特論 I	Nursing Skills: Special Lecture I	
看護技術開発学特論Ⅱ	Nursing Skills: Special Lecture II	
看護技術開発学演習 I	Seminar of Advanced Nursing Skills I	

授業科目	英文名称		
看護技術開発学演習Ⅱ	Seminar of Advanced Nursing Skills II		
移植·再生医療看護学特論I	Theory of Transplantation and Regeneration Nursing I		
移植・再生医療看護学特論Ⅱ	Theory of Transplantation and Regeneration Nursing ${\rm I\hspace{07cm}I}$		
移植・再生医療看護学演習	Seminar of Transplantation and Regeneration Nursing		
がん看護学特論 I	Theory of Cancer Nursing I		
がん看護学特論Ⅱ	Theory of Cancer Nursing II		
がん病態治療論	Cancer Pathology and Cancer Therapy		
がん看護学援助論 I	Nursing Intervention for Cancer Patients I		
がん看護学援助論Ⅱ	Nursing Intervention for Cancer Patients II		
がん看護学演習I	Seminar of Cancer Nursing I		
がん看護学演習Ⅱ	Seminar of Cancer Nursing II		
がん看護学実習I	Advanced Practicum of Cancer Nursing I		
がん看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum of Cancer Nursing II		
がん看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum of Cancer Nursing III		
がん看護学実習IV	Advanced Practicum of Cancer Nursing IV		
慢性看護学特論I	Theory of Chronic Care Nursing I		
慢性看護学特論Ⅱ	Theory of Chronic Care Nursing II		
慢性看護アセスメント論	Chronic Nursing Assessment		
慢性看護援助論 I	Nursing Intervention for Patients with Chronic Illness I		

授業科目	英文名称		
慢性看護援助論Ⅱ	Nursing Intervention for Patients with Chronic Illness II		
慢性看護学演習 I	Seminar of Chronic Care Nursing I		
慢性看護学演習Ⅱ	Seminar of Chronic Care NursingⅡ		
慢性看護学実習I	Advanced Practicum for Chronic Care Nursing I		
慢性看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum for Chronic Care Nursing II		
慢性看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum for Chronic Care Nursing III		
精神看護学特論 I	Theory of Mental Health and Psychiatric Nursing		
精神看護学特論Ⅱ	Theory of Mental Health and Psychiatric Nursing		
精神看護学特論Ⅲ	Theory of Mental Health and Psychiatric Nursing		
精神看護アセスメント論	Mental Health and Psychiatric Nursing Assessment		
精神看護学援助論I	Nursing Intervention for Mental Health and Psychiatric Nursing I		
精神看護学援助論Ⅱ	Nursing Intervention for Mental Health and Psychiatric Nursing II		
精神看護学治療論	Therapy of Mental Health and Psychiatric Nursing		
精神看護学演習	Seminar of Mental Health and Psychiatric Nursing		
精神看護学実習I	Advanced Practicum of Mental Health and Psychiatric Nursing I		
精神看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum of Mental Health and Psychiatric Nursing II		
精神看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum of Mental Health and Psychiatric Nursing III		
老年看護学特論	Theory of Gerontological Nursing		
老年看護アセスメント論	Gerontological Nursing Assessment		

授業科目	英文名称	
老年期病態治療論	Gerontological Pathophysiology and Pharmacology	
老年看護援助論	Nursing Intervention for Elderly Patients	
老年看護サポートシステム論	Gerontological Nursing Support System	
老年看護学演習 I	Seminar of Gerontological Nursing I	
老年看護学演習Ⅱ	Seminar of Gerontological Nursing II	
老年看護学実習 I	Advanced Practicum of Gerontological Nursing I	
老年看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum of Gerontological Nursing II	
老年看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum of Gerontological Nursing III	
家族看護学特論	Theory of Family Nursing	
周産期看護論	Perinatal Nursing	
母性看護学特論	Women's Health Nursing	
ウィメンズヘルス看護論	Reproductive Health Nursing	
周産期看護援助論I	Nursing Intervention for Perinatal Women and Family I	
周産期看護援助論Ⅱ	Nursing Intervention for Perinatal Women and Family II	
周産期看護演習 I	Seminar of Perinatal Nursing I	
周産期看護演習Ⅱ	Seminar of Perinatal Nursing II	
小児看護学特論	Theory of Pediatric Nursing	
小児と病気	Pediatrics Disease	
発達障害看護論	Theory and Intervention of Child with Developmental Disorders	

授業科目	英文名称		
小児看護アセスメント論	Theory of Pediatrics Nursing Assessment		
小児看護学演習	Seminar of Pediatrics Nursing		
小児看護学実習 I	Advanced Practicum of Pediatric Nursing I		
小児看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum of Pediatric Nursing II		
小児看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum of Pediatric Nursing III		
地域看護学特論	Advanced Community Health Nursing		
地域ケアシステム特論	Advanced Community Health Care System		
地域母子保健論	Theory of Community Maternal and Child Health Nursing		
地域看護学演習	Advanced Community Health Nursing Practice		
在宅看護学特論 I	Theory of Home Care Nursing I		
在宅看護学特論Ⅱ	Theory of Home Care Nursing II		
在宅看護学演習	Seminar of Home Care Nursing		
ヘルスプロモーション論	Health Promotion		
医療の質保証と安全管理	Quality Assurances in Healthcare and Patient Safety		
プライマリケア看護学特論 I	Theory of Primary Care Nursing I		
プライマリケア看護学特論Ⅱ	Theory of Primary Care Nursing II		
プライマリケア看護学特論Ⅲ	Theory of Primary Care Nursing III		
プライマリケア看護学特論IV (小児)	Theory of Primary Care Nursing IV (Pediatric)		
プライマリケア看護学特論 V (成人)	Theory of Primary Care Nursing V (Adult)		

授業科目	英文名称	
プライマリケア看護学特論VI (老年)	Theory of Primary Care Nursing VI(Gerontology)	
プライマリケア看護学特論 W (メンタルヘルス)	Theory of Primary Care Nursing VII (Mental Health)	
プライマリケア看護学演習 I	Seminar of Primary Care Nursing I	
プライマリケア看護学演習Ⅱ	Seminar of Primary Care Nursing II	
プライマリケア看護学実習 I	Advanced Practicum of Primary Care Nursing I	
プライマリケア看護学実習Ⅱ	Advanced Practicum of Primary Care Nursing II	
プライマリケア看護学実習Ⅲ	Advanced Practicum of Primary Care Nursing III	
プライマリケア看護学実習IV	Advanced Practicum of Primary Care Nursing IV	
特別研究	Master's Thesis Research I	
課題研究	Master's Thesis Research II	

看護学研究科博士後期課程:授業科目英文名称

授業科目	英文名称	
看護科学研究論	Nursing Science and Research Methodology	
看護学研究法応用論(保健統計)	Nursing Research Methodology: Statistical Analysis	
看護学研究法応用論(実験法)	Nursing Research Methodology: Experimental Study	
看護学教育開発論	Theory of Nursing Education Development	
英語論文演習	Academic Writing: English Paper of Nursing	
異文化看護論	Transcultural Nursing	
実践支援看護学特論	Theory of Education and skills for Nursing Practice	
実践支援看護学演習	Seminar of Education and skills for Nursing Practice	
療養生活支援看護学特論	Theory of Nursing Care in Medical Treatment Life	
療養生活支援看護学演習	Seminar of Nursing Care in Medical Treatment Life	
地域家族支援看護学特論	Theory of Nursing Care in Community and Family Health	
地域家族支援看護学演習	Seminar of Nursing Care in Community and Family Health	
特別研究	Doctoral dissertation Research	

大阪医科薬科大学 学位規程

(昭和36年4月1日施行)

(目 的)

- 第1条 大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)学位規程は、学位規則(平成3年文部省令第217号)第13条の規定に基づき、論文審査の方法、試験、学力の確認の方法等学位に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 本規程に定めるもののほか、各研究科の学位の申請及び授与に必要な事項は、医学研究 科学位規程施行細則、薬学研究科学位規程施行細則、看護学研究科学位規程施行細則(以 下、「学位規程施行細則」という。)に定める。

(学 位)

第2条 この規程に基づいて授与する学位は、学士(医学)及び博士(医学)、修士(医科学)、学士(薬学)及び博士(薬学)、学士(薬科学)及び修士(薬科学)並びに博士(薬科学)、学士(看護学)及び修士(看護学)並びに博士(看護学)とする。

(学位授与の要件)

- 第3条 学士の学位は、本学学則の定めるところにより、本学を卒業した者に授与する。
- 2 修士及び博士の学位は、大阪医科薬科大学大学院(以下、「本大学院」という。)学則の 定めるところにより、課程を修了した者に授与する。
- 3 前項に規定するもののほか、博士(医学)、博士(薬学)及び博士(薬科学)については、語学試験(外国語の試問)及び提出した学位論文の審査に合格し、かつ本大学院の博士課程に修業年限以上在学して所定の単位を修得した者と同等以上の学力を有することが試験により認められたものに授与することができる。

(課程による者の学位論文の提出)

- 第4条 修士及び博士の学位の授与にあたり課程による者が学位論文を提出するときは、 学位規程施行細則に定める書類に審査手続料を添え、在学期間中所定の時期に指導教員 を経て当該研究科長に提出するものとする。
- 2 学位論文及び必要書類の様式、部数、提出期日、審査手続料は学位規程施行細則に定める。

(学位論文及び審査手続料の返付)

第5条 受理した学位論文及び審査手続料は、いかなる事由があっても返付しない。

(学位論文の審査)

第6条 当該研究科長は、学位論文を受理したとき、当該研究科教授会(以下、「研究科教授会」という。)に、その審査を付託するものとする。

(審査委員会)

- 第7条 研究科教授会は、前条の付託に基づき、その都度学位論文審査委員会(以下、「審査委員会」という。)を設置する。
- 2 審査委員会は、3名以上で構成し、必要に応じ、当該研究科教授会構成員以外の本学教員を充てることができる。
- 3 研究科教授会が必要と認めたときは、学位論文の審査にあたって他大学大学院等の教員等に協力を求めることができる。

(審査委員会の職責)

- 第8条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を行う。
- 2 審査委員会は、学位論文の提出者に対し、審査に必要な資料の提出を求めることがある。

(最終試験)

第9条 本大学院の課程による者の試験は最終試験として、所定の単位を取得又は取得見込であり、かつ学位論文の審査を終了した者に対し、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、口頭又は筆答により行うものとする。

(審査期間)

第10条 学位論文の審査及び試験は、論文を受理した後1年以内に終了しなければならない。

(審査委員会の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文の審査及び試験を終了したときは、論文審査の要旨及び 試験の成績について、文書をもって研究科教授会に報告しなければならない。

(研究科教授会の議決)

- 第12条 研究科教授会は、前条の報告に基づき課程修了の可否につき議決する。
- 2 前項において可決を行うための要件は、学位規程施行細則に定める。
- 3 研究科教授会が議決をしたときは、当該研究科長は学長に文書で報告し、学長は報告内容を踏まえ決定する。

(課程を経ない者の学位授与の申請)

- 第13条 第3条第3項により学位論文を提出して博士の学位を請求しようとする者は、 学位規程施行細則の定めによる書類に審査手続料及び審査料を添え、研究科長に提出す るものとする。
- 2 学長は、学位論文の受理の可否について、研究科教授会の議を経て決定する。

(課程を経ない者の試験並びに試問)

第14条 第3条第3項に規定する語学試験(外国語の試問)の検定料は各研究科学位規程 施行細則に定める。 2 第3条第3項に規定する試験は、学位論文を中心としてこれに関連ある科目について、 口頭又は筆答により行うものとし、併せて専攻学術に関し、博士課程を終えて学位を授与 される者と同等以上の学識を有し、かつ研究を指導する能力を有するか否かについて行 うものとする。

(課程を経ない者の審査等準用規定)

- 第15条 第3条第3項に規定する学位論文の受理、審査、試験等に関しては、第5条から 第8条まで並びに第10条から第12条までを準用する。
- 2 前項の準用条項においては「審査手続料」は「審査手続料並びに審査料」と、「課程修 了の可否」は「論文の合否」と読み替えるものとする。

(学位の授与)

- 第16条 学長は第12条の議決に基づいて第3条第2項による者については課程修了の 可否を、第3条第3項による者についてはその論文の合否を決定し、課程修了又は論文の 合格を決定した者には所定の学位記を交付する。
- 2 課程修了の否、又は論文の不合格を決定した者にはその旨通知する。

(報告及び審査要旨の公表)

第17条 学長は前条により博士の学位を授与したときは、学位を授与した日から3ヶ月 以内にその学位論文の要旨並びに論文審査の結果の要旨を、インターネットを利用して 公表するとともに、授与した博士の学位に関わる所定の報告書を文部科学大臣に提出す るものとする。

(学位論文の公表)

- 第18条 博士の学位を授与された者は、授与された日から1年以内に、当該博士論文の全文を公表するものとする。ただし、学位を授与される前にすでに公表したときはこの限りでない。
- 2 前項の規定にかかわらず、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合 には、学長の承認を受けて、論文の全文に変えてその内容を要約したものを公表すること ができる。この場合において、学長は、その論文の全文を求めに応じて閲覧に供するもの とする。
- 3 博士の学位を授与された者が行う前2項の規定による公表は、インターネットの利用 により行うものとする。

(学位名称)

第19条 学位を授与された者が、学位の名称を用いるときは「大阪医科薬科大学」と付記するものとする。

(学位の取消)

第20条 本学の学位を授与された者が次の各号のいずれかに該当するときは、学長は研

究科教授会の意見を踏まえ、既に授与した学位を取り消し、学位記を返付させ、かつその 旨を公表するものとする。

- (1) 不正の方法により学位の授与を受けた事実が判明したとき。
- (2) 学位を授与された者がその名誉を汚辱する行為を行ったとき。
- 2 研究科教授会において前項に規定する学位の取消しを決するための要件は学位規程施 行細則に定める。

(学位記の様式)

第21条 学位記の様式は、別に定める。

(学位記の再交付)

第22条 学位記の再交付を受けるとするときは、その事由を具し、再交付手数料を添え、 学長に願い出なければならない。

(審査手続料、審査及び学位記再交付手数料)

第23条 学位論文の審査手続料並びに審査料及び学位記の再交付手数料は、学位規程施 行細則に定める。

(改 廃)

第24条 本規程の改廃は、医学研究科教授会、薬学研究科教授会並びに看護学研究科教授 会の議を経て、学長が行う。

附 則

- 1 この規程は、昭和36年4月1日から施行する。
- 2 昭和31年1月20日付校大第505号をもって文部大臣認可の大阪医科大学学位 規定は昭和36年3月31日をもって廃止する。

附 則

この改正は、昭和55年6月1日より施行する。

附則

この改正は、平成3年12月1日より施行する。

附則

この改正は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成21年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成29年9月25日から施行する。

附則

この改正は、令和2年2月6日から施行する。

附則

- 1 この改正は、令和3年6月11日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和3年3月31日以前に大阪薬科大学において授与した学位については、大阪医 科薬科大学に継承する。

附則

この改正は、令和4年11月30日から施行する。

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科博士前期課程学位規程施行細則

(令和元年6月12日施行)

(目 的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程(以下、「学位規程」という。)に基づき、 看護学研究科博士前期課程における学位論文の審査及び試問の手続きについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)大学院学則の定めるところにより、看護学研究科博士前期課程を修了した者に修士の学位を授与する。

(学位論文審査の申請者)

- 第3条 学位論文審査の申請者は、博士前期課程に2年以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。
- 2 申請者は、学位論文の研究計画書を本学大学院看護学研究科の研究計画発表会において発表をした後、看護学研究科教授会で承認された者とする。

(学位論文審査の申請書類)

- 第4条 学位論文審査を希望する者は、次の書類を、主指導教員と副指導教員を経て看護 学研究科長に提出しなければならない。
 - (1) 学位(修士)審査申請書
 - (2) 学位論文
 - (3) その他指定する書類

(学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付)

第5条 学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付は、毎年度2回行うものとし、第1回目を7月、第2回目を1月とし、各月下旬を締切とする1か月間を期間とする。

(学位論文の受理)

第6条 学位論文の提出及び学位(修士)審査申請書の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、看護学研究科教授会に報告を行う。

(審査委員)

- 第7条 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく審査委員が行う。
- 2 審査委員の数は3名以上とし、うち1名を主査とする。
- 3 審査委員は、主指導教員が推薦し、看護学研究科教授会において審議・決定する。 なお、審査委員のうち副査1名は、主指導教員と副指導教員の中から選ぶことができる。

- 4 主指導教員、学位論文共著者(謝辞等へ明記された者を含む。)及び学位論文審査の申請者の親族に当たる者は、主査になることはできない。
- 5 審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。
- 6 審査委員が海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合は、それ に代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

(学位論文の審査及び試問)

- 第8条 受理した学位論文の審査及び試問は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに 開始する。
- 2 学位論文の審査及び試問は、第1回目は7月から8月、第2回目は1月から2月の間 に行う。
- 3 学位論文の試問は非公開とするが、論文発表会は原則として学内公開とする。

(学位論文の審査及び試問結果報告)

第9条 第7条第2項に定める主査は、審査終了後、学位論文の審査及び試問結果(学位 論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等)について報告書を作成し、看護学研究科教授 会の1週間前までに報告しなければならない。

(審査手続料及び審査)

- 第10条 学位論文及び学位(修士)審査申請書が受理された者は、学位論文審査手続料 50,000円を指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文及び学位(修士)審査申請書の受理 を取り消す場合がある。

(学位授与日等)

第11条 学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

(改 廃)

第12条 この細則の改廃は、看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

(省略)

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科博士後期課程学位規程施行細則

(令和元年6月12日施行)

(目 的)

第1条 この細則は、大阪医科薬科大学学位規程(以下、「学位規程」という。)に基づき、 看護学研究科博士後期課程における学位論文の審査及び試問の手続きについて定める。

(学位授与の要件)

第2条 学位規程第3条第2項に基づき、大阪医科薬科大学(以下、「本学」という。)大学院学則の定めるところにより、看護学研究科博士後期課程を修了した者に博士の学位を授与する。

(学位論文審査の申請者)

- 第3条 学位論文審査の申請者は、博士後期課程に3年以上在籍し、所定の単位を修得した者、あるいは修得見込みの者とする。
- 2 申請者は、学位論文の研究計画書を本学の研究計画発表会において発表をした後、看 護学研究科教授会で承認され、本学の中間発表会での発表も済ませた者とする。
- 3 申請者は、主論文と副論文が指定された掲載学会誌に掲載受領されている者とする。

(学位論文審査の申請書類)

- 第4条 学位論文審査を希望する者は、次の書類を、主指導教員と副指導教員を経て看護 学研究科長に提出しなければならない。なお、主論文及び副論文が未公表の場合、掲載 予定証明書(巻号年月を記したものが望ましい。受理証明は不可)を必要とする。
 - (1) 学位(博士)審査申請書
 - (2) 学位論文(主論文と副論文)
 - (3) 論文目録
 - (4) その他指定する書類

(学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付)

第5条 学位論文の提出及び学位論文審査の申請受付は、毎年度2回行い、第1回目を7 月、第2回目を1月とし、各月下旬を締切とする1か月間を期間とする。

(学位論文の要件)

- 第6条 学位論文は、主論文及び副論文の公表が必要となる。ただし、掲載予定を含む。
- 2 学位論文は、下記の(1)、(2)のすべてを満たしていることとする。
 - (1) 主論文の公表の条件として、次の各号の掲げるところにより定める。
 - ① 掲載学会誌は日本学術会議の「日本学術会議協力学術研究団体」の雑誌、あるいは、大阪医科薬科大学医学会「大阪医科薬科大学雑誌」、大阪医科薬科大学 「Bulletin of Osaka Medical and Pharmaceutical University」であること。

- ② 2名以上の査読システムをとっている学会誌であること。
- ③ 論文の種類は原著論文、あるいは、original articleであることとする。なお、 海外雑誌の場合は、投稿規定及び2名以上の査読システムであることが証明でき る書類を添付する必要がある。
- (2) 副論文の公表の条件として、次の各号の掲げるところにより定める。
 - ① 主論文を作成する必要性が示されている論文内容であること。
 - ② 掲載雑誌は2名以上の査読システムをとっている学術雑誌であることとする。 ただし、論文の種類は問わない。
- 3 共著論文を学位論文として提出し、学位論文審査の申請を行う場合には、次の条件を 満たさなければならない。
 - (1) 申請者が筆頭著者であること。
 - (2) 主指導教員の確認書があること。
 - (3) 共著の場合は、他の共著者の承諾書があること。

(学位論文の受理)

第7条 学位論文及び学位(博士)審査申請書の受理については、受付締切後に大学院委員会を開催して受理可否について決定し、看護学研究科教授会に報告を行う。

(審查委員)

- 第8条 学位論文の審査は、学位規程第7条に基づく審査委員が行う。
- 2 審査委員の数は3名以上とし、うち1名を主査とする。
- 3 審査委員は、主指導教員が推薦し、看護学研究科教授会において審議・決定する。 なお、審査委員のうち副査1名は、主指導教員と副指導教員の中から選ぶことができる。
- 4 主指導教員、学位論文共著者(謝辞等へ明記された者を含む。)及び学位論文審査の申請者の親族に当たる者は、主査になることはできない。
- 5 審査委員は、やむを得ない事由がある場合には、これを辞退することができる。
- 6 審査委員が海外出張や病気等によりやむを得ず欠席しなければならない場合は、それ に代わる者を代行の委員として指名しなければならない。

(学位論文の審査及び試問)

- 第9条 受理した学位論文の審査及び試問は、前条に基づく審査委員の決定後、速やかに 開始する。
- 2 学位論文の審査及び試問は、第1回目は7月から8月、第2回目は1月から2月の間 に行う。
- 3 学位論文の試問は非公開とするが、論文発表会は原則として学内公開とする。

(学位論文の審査及び試問結果報告)

第10条 第8条第2項に定める主査は、審査終了後、学位論文の審査及び試問結果(学 位論文内容要旨、学位論文審査結果要旨等)について報告書を作成し、看護学研究科教 授会の1週間前までに報告しなければならない。

(審査手続料及び審査)

- 第11条 学位論文の提出及び学位(博士)審査申請書が受理された者は、学位論文審査 手続料50,000円を指定の期日までに納入しなければならない。
- 2 指定期日までに納付されなかった場合、学位論文の提出及び学位(博士)審査申請書 の受理を取り消す場合がある。

(学位授与日等)

第12条 学位授与の日付は、学位記授与式日とする。

(改 廃)

第13条 この細則の改廃は、看護学研究科教授会の議を経て、学長が行う。

附 則

(省略)

大阪医科薬科大学 大学院看護学研究科長期履修規程

(平成26年4月1日施行)

(趣 旨)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院学則(以下、「大学院学則」という。)第7条 第4項の規定に基づき、大阪医科薬科大学大学院看護学研究科看護学専攻博士前期課程及び 博士後期課程における長期履修に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象者)

- 第2条 長期履修を申請することができる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。
 - (1) 病院、官公庁、企業等に正職員として在職(自営業含む)している者(パートタイム 勤務不可)
 - (2) 育児、介護等の事情を有する者
 - (3) 在学中に第1号要件に該当することが確定した者
 - (4) その他やむを得ない事情を有し、標準修業年限で修了することが困難な者

(期 間)

- 第3条 長期履修期間は、大学院学則第7条第3項に定める標準修業年限に1年を加えた年限とする。
- 2 在学年限については、長期履修の適用の有無にかかわらず、大学院学則第7条第5項に準ずる。

(申 請)

- **第4条** 入学を志願する者で長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て 入学願書提出時に提出しなければならない。
- 2 在学生が新たに長期履修を希望する者は、別表に定める書類を、指導教授を経て提出しなければならない。

(許 可)

第5条 長期履修の許可は、前条の申請後、速やかに審査を行い、看護学研究科教授会の議を 経て学長が行う。

(辞 退)

第6条 前条において長期履修を許可された者が辞退を希望する場合には、別表に定める必要 書類及び提出期間に基づき、当該手続を行わなければならない。

(履修)

第7条 長期履修を許可された者は、指導教授の指示の下において計画的に履修を行わなければならない。

(学費等)

第8条 長期履修適用年度の学費は徴収しない。

(雑 則)

第9条 この規程に定めるもののほか、長期履修の実施に関し必要な事項等は大学院学則を準 用し、必要に応じて看護学研究科教授会が定める。

(改 廃)

第10条 この規程の改廃は、研究科大学院委員会、看護学研究科教授会の議を経て、学長が 行う。

附 則

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成30年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

別表

別 表	
必要書類	 第2条第1項第1号該当者 ① 長期履修申請書(別記様式第1) ② 在職(就業)証明書(職業を有することが確認できる書類。入学試験出願時においては受験承諾書をもって代えることができる。) ③ その他必要と認める書類 第2条第1項第2号該当者 ① 長期履修申請書(別記様式第1) ② 次のうち該当する書類
提出期間	入学生:大学院入学試験出願時 在学生:標準修業年限の最終学年の前年度2月の看護学研究科長が定める時期
提出先	学務部

大阪医科薬科大学 学生等懲戒規程

(平成27年4月1日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、学校教育法施行規則第26条第5項に従い、大阪医科薬科大学学則 (以下、「学則」という。)第34条に規定する懲戒に関する手続き等について定める。

(対象学生)

- 第2条 この規程において懲戒の対象とする学生等とは、学部学生及び大学院生(以下、「学生等」という。)のことをいう。
- 2 聴講生、研究生、科目等履修生、特別聴講生及び特別研究学生の取り扱いは、この規程に準ずるものとし、必要な事項は別に定める。

(考え方)

- 第3条 懲戒は、学生等が懲戒の対象となる行為を行った場合、本学における学生等の本分を全うさせるための教育的指導の一環として行うものである。
- 2 懲戒は、対象となる行為の様態や結果等を総合的に検討して行う。

(対象行為)

- 第4条 懲戒の対象となる行為は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 社会的諸秩序に対する侵犯行為(犯罪行為)
 - (2) 重大な交通法規違反
 - (3) ハラスメント行為
 - (4) 情報倫理に反する行為
 - (5) 学問的倫理、研究倫理に反する行為
 - (6) 学生等の学習、研究及び教職員の教育研究活動等の正当な活動を妨害する行為
 - (7) 授業、試験等における不正行為
 - (8) その他、公序良俗に反する行為
- 2 前項に掲げる対象行為の詳細及び該当する懲戒の種類は、別表1及び2に定める。

(事情聴取)

- 第5条 懲戒の対象となる行為又はその疑いが生じたときは、当該学部長又は研究科長は、 学長の指示に基づき、遅滞なく保護者又は保証人に当該学生等が懲戒の対象となる可能 性がある旨を通知するとともに、次の各号に定める会議において当該学生等に対する事 情聴取を行い、事実関係を確認しなければならない。
 - (1) 医学部 医学学生生活支援センター会議
 - (2) 薬学部 薬学学生委員会
 - (3) 看護学部 看護学学生生活支援センター会議
 - (4) 医学研究科 医学研究科大学院委員会

- (5) 薬学研究科 薬学研究科大学院委員会
- (6) 看護学研究科 看護学研究科大学院委員会
- 2 当該学部長又は研究科長は、前項の事情聴取にあたり、事前に当該学生等に対して要旨を口頭又は文書で告知し、事実に関する弁明の機会を与えなければならない。ただし、 当該学生等が正当な理由なく事情聴取に応じない場合は、弁明の機会を放棄したものと みなす。
- 3 事情聴取を行う際、当該学部長又は研究科長から事前に許可を受けた場合に限り、当該学生等は付添人1名を伴うことができるものとし、また、必要に応じて文書又は代理人よる弁明を行うことができる。
- 4 第3項の定めにかかわらず、行為が重大犯罪であり、起訴や裁判等の結果を待たなければならない等の特段の事情がある場合は、この限りではない。

(自宅待機)

- **第6条** 学長は、処分が決定するまでの間、当該学生等に対して自宅待機を命ずることができる。
- 2 自宅待機中に停学処分が決定した場合、自宅待機期間を処分期間に含むことができる。

(懲戒決定までの手続き)

- 第7条 当該学部長又は研究科長は、第5条の事情聴取の結果を学長に報告する。
- 2 学長は、当該教授会の意見を聴いて、懲戒が必要であると判断した場合、事情聴取の報告を受けて直ちに懲戒の手続きを開始しなければならない。

(懲戒委員会)

- 第8条 学長は、前条第2項に基づき、懲戒委員会を設置して検討を行う。
- 2 懲戒委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。
 - (1) 当該学部長又は研究科長
 - (2) 学生生活支援センター長及び薬学学生委員長
 - (3) 教育センター長及び薬学教務委員長
 - (4) 研究科大学院委員会委員長(ただし、研究科に係る場合に限る。)
 - (5) 学務部長及び薬学学務部長
 - (6) その他、必要に応じて学長が指名した者(外部有識者含む。) 若干名
- 3 懲戒委員会に委員長を置き、委員の中から学長が指名した者をもって充てる。
- 4 委員長は、懲戒委員会を招集し、その議長となる。
- 5 懲戒委員会は、必要に応じて、当該学生等から事情聴取を行うことができる。
- 6 懲戒委員会の議事は出席者の過半数を持って決し、可否同数のときは議長の決すると ころによる。ただし、裁判の判決等を待つ必要があると認められた場合には、議決を留 保することができる。
- 7 懲戒委員会は、当該事案に係る懲戒等の可否、処分内容等について、報告書を学長に 提出しなければならない。

(懲戒種類)

- 第9条 学則第34条に定める懲戒は、次のとおりとする。
 - (1) 戒告は、学長が、学生等の行った行為の責任を確認してその将来について口頭及び書面をもって戒めるものとする。
 - (2) 停学は、学長が、一定期間、学生等の教育課程の履修及び課外活動等を停止するものとする。停学期間は在学年限には含むが、修業年限には含まれない。
 - (3) 退学は、学長が、学生等としての身分を剥奪するものとし、再入学は認めない。

(懲戒期間)

第10条 懲戒の対象期間は、本学の学籍を有する期間とする。

(厳重注意)

- 第11条 懲戒に相当しない場合でも、学長は、当該教授会の意見を踏まえて当該学生等 に訓告あるいは厳重注意を行うことができる。
- 2 訓告あるいは厳重注意を受けた当該学生等は、直ちに反省文を学長に提出しなければならない。

(停学期間)

第12条 停学の期間は、有期又は無期とする。

(無期停学の解除)

- 第13条 無期停学は、懲戒の発効日から6か月を経過した後でなければ解除できない。
- 2 学長は、無期停学の解除が適当であると認めたときは、6か月を経過する直前又は直 近の教授会において、その解除を発議することができる。
- 3 無期停学の解除は、当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。
- 4 無期停学解除の学生等への通告、保護者及び保証人への通知は、文書をもって行う。

(停学期間中の指導)

- 第14条 当該学部長又は研究科長は、停学期間中、当該学生等に教育的指導を行わなければならない。
- 2 当該学部長又は研究科長は、停学期間中に教育的指導が必要と判断した場合、当該学生等に対して施設の利用及び特定の授業への参加を認めることができる。

(懲戒の発効)

- 第15条 懲戒は、懲戒委員会からの報告及び当該教授会の議を踏まえ、学長が行う。
- 2 懲戒は、当該学生等に対して懲戒内容を文書で発信した日から発効する。

(通告等)

- 第16条 学長は、当該学生等に対して懲戒の内容を文書により通告する。
- 2 学長は、当該学生等の保護者又は保証人に対して懲戒の内容を文書により通知する。

(公 示)

- 第17条 学長は、懲戒を行った場合には直ちに公示しなければならない。
- 2 公示事項は、所属学部又は研究科、学科(専攻)、学年(課程・回生)、懲戒の種類、 懲戒理由とする。
- 3 公示期間は、発効日から1か月とする。ただし、学長が必要と認める場合には期間を 変更することがある。
- 4 当該教授会の議を経て、学長が特段の事情があると認める場合に限り、公示の一部又は全部を公開しないことができる。

(不服申立て)

- 第18条 懲戒を課せられた当該学生等は、懲戒の発効日から30日以内にその懲戒に対する不服申立てを行うことができる。ただし、本項に定める期間内に不服申立てをすることができない正当な理由が認められる場合は、その理由が消滅した日から起算して30日以内に不服申立てを行うことができる。
- 2 不服申立てをしようとする当該学生等は、保証人連署のうえ、不服申立書を本部キャンパスの場合は学務部、阿武山キャンパスの場合は薬学学務部に提出しなければならない。

(不服申立審査)

- 第19条 学長は、前条の不服申立てに基づき、当該学部長又は研究科長に対し、当該学生の所属に応じて、第5条第1項第1号から第6号に規定する会議の開催を指示し、審査をさせなければならない。
- 2 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、学生等から提出された不服申立書 に基づき審査を行う。
- 3 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議が必要と認める場合は、弁護士等専門 家の出席を求めることができる。
- 4 不服申立てをした当該学生等は、書面で意見を述べ、資料を提供することができる。
- 5 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議で懲戒の内容が相当であると判断した 場合は、不服申立て却下を求める旨の意見を学長に行う。
- 6 第5条第1項第1号から第6号に規定する会議は、懲戒の内容が相当でないと判断した場合は、懲戒の変更を求める旨の意見を学長に行う。
- 7 学長は、第5項及び前項の意見を踏まえ、当該教授会の議を経て、不服申立てをした 学生等に審査の結果を通知する。

(再審議)

- 第20条 前条第6項の意見を受けた場合、学長は、直ちに懲戒委員会に再審議を指示しなければならない。
- 2 前項に基づき、懲戒委員会は、第5条から第8条までの規定を準用し、再審議を行う。
- 3 再審議を行う際には、第8条第2項第6号委員として新たに委員を追加するなど、公 正性を担保しなければならない。

(懲戒対象者の退学申し出の取り扱い)

第21条 学長は、懲戒決定前に当該学生等から退学の申し出があった場合には、決定するまでこの申し出を受理しない。

(懲戒に関する記録)

第22条 学長は、懲戒の事実を学籍簿に記録しなければならない。

(所 管)

第23条 懲戒に関する事務は、学務部又は薬学学務部が行う。

(雑 則)

第24条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(改 廃)

第25条 この規程の改廃は、学部間協議会の議を経て、学長が行う。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成29年11月8日から施行する。

附則

この改正は、平成30年7月31日から施行する。

附則

この改正は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1 懲戒対象行為及び懲戒の種類

区分	事 項	種類
	①殺人、強盗、強姦、放火等の凶悪な犯罪行為又は犯罪 未遂行為	退学
	②薬物犯罪行為 (麻薬・大麻等の薬物使用・不法所 持・売買・仲介等)	
I	③傷害、窃盗、万引き、詐欺、恐喝、賭博、住居侵 入、他人を傷害するに至らない暴力行為等の犯罪行 為	
犯罪行為	④痴漢行為(覗き見、わいせつ、盗撮行為その他の迷惑 行為を含む。)	退学 又は停学(無期又は有 期)
(A)	⑤「ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12 年法律第81号)」に定める犯罪行為	
	⑥ 児童買春、児童ポルノに係る行為等の処罰及び児童の保護等に関する法律(平成11年法律第52号)」に 定める犯罪行為	
	⑦コンピューター又はネットワークを用いた犯罪行為	
	①死亡又は高度な後遺症を伴う交通事故を起こした場合で、その原因行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場合	
П	②死亡又は高度な後遺症を伴う人身事故を起こした場合で、その原因行為が過失の場合	退学 又は停学(無期)
交通事故・違反	③人身事故を伴う交通事故を起こした場合で、その原因 行為が無免許運転、飲酒運転、暴走運転等の悪質な場 合	
	④無免許運転、飲酒運転 (ほう助含む。) 暴走運転等の 悪質な交通法規違反行為	停学(無期又は有期)
	⑤後遺症等を伴う人身事故を起こした場合で、その原因 行為が過失の場合	停学 (無期又は有期) 又は戒告

区分	事項	種類
	①「学校法人大阪医科薬科大学ハラスメント等の防止 等に関する規程」に抵触する行為	退学、 停学(無期又は有期) 又は戒告
	②「学校法人大阪医科薬科大学個人情報保護規則」に 抵触する行為	
	③「大阪医科薬科大学病院個人情報保護規程」に抵触 する行為	
	④「学校法人大阪医科薬科大学ソーシャルメディア利用 規程」に抵触する行為	
	⑤本学が実施する授業、試験等における不正行為(別表2)	退学 又は停学(無期又は有 期)
	⑥飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因 となり死に至らしめた行為	退学 又は停学(無期)
	⑦飲酒を強要し、アルコール飲料の一気飲み等が原因 となり急性アルコール中毒等の被害を与えた行為	退学、 停学(無期又は有期) 又は戒告
学内	⑧未成年者と知りながら飲酒を強要した行為	停学 (無期又は有期) 又は戒告
	⑨本学の教育研究又は管理運営を著しく妨げた行為	退学、 停学(無期又は有期) 又は戒告
秩序を乱す行為	⑩本学構成員に対する暴力行為、威嚇行為、拘禁行為 及び拘束行為等	
1.共	①本学が管理する建造物への不法侵入又は不正使用若しくは占拠した行為	停学(無期又は有期)
	⑩本学が管理する建造物又は器物等の損壊行為、汚損 行為及び不法改築行為等	又は戒告
	⑬研究活動上の不正行為 (データ捏造・改ざんに関わる行為、論文盗用及び著作権の侵害等)	
	④反社会的団体の活動を行っており、その活動が他の 学生等に影響を及ぼし本学の秩序を乱すものと認め られた行為	退学、 停学(無期又は有期) 又は戒告
	⑤違法薬物(麻薬、大麻、危険ドラッグ等)と類似の 効果を持つ薬物を、正当な理由(治療目的等)な く、使用、所持、譲渡、仲介若しくは入手しようと する行為	
	®その他、本学の秩序を乱して学生の本分に反した行 為又は公序良俗に反する行為	

別表 2 本学が実施する授業、試験等における不正行為

	事 例	当該科目 単位認定
単位認定に係る	身代わり受験をすること及び身代 わり受験を依頼すること	認定しない ※薬学部については、 別に定める規程に基 づき、受験科目の無 効及び処分を行う
	試験監督者の注意又は指示に 従わない場合で特に悪質と認め られるもの	
	答案を交換すること	
試験時の行為	他の受験者の答案を見ること 又は他の受験者に答案を見せる こと	
	使用が認められていない又は 指定されていないノート又は参 考書等を使用すること	
	その他不正な行為と認められること	
	他人の著作物を盗用すること	
単位認定に係る レポートの行為	実験や調査結果のデータを捏造又は偽造すること	
	他人が書いたレポート並びに 著作物を自分のものとして提出 すること	
他の学生等に成り代わり授業に出席又は代返等の行為を行った者並びに同行為を依頼した者		認定しないことができ
授業の実施に係るその他不正な行為と認められること		る

大阪医科薬科大学 ティーチング・アシスタント規程

(平成5年4月1日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院に在席する大学院生が、教育的配慮の下に 所属研究科の基礎となる学部の学生に対する教育補助業務に従事し、これに対する手当 支給により、大学院生の処遇の改善に資するとともに、大学教育の充実及び指導者とし てのトレーニングの機会提供を図るため、必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 前条に定める教育補助業務を行う者の名称は、ティーチング・アシスタントとする。

(対象)

- **第3条** ティーチング・アシスタントは、大学院医学研究科及び看護学研究科の大学院生から採用する。
- 2 リサーチ・アシスタントとして採用される者又は社会人大学院生として入学し、主たる本務先をもつ者(休職中を除く)については、ティーチング・アシスタントになることはできない。

(選考と採用決定)

第4条 ティーチング・アシスタントは、当該学部の授業科目を担当する教授若しくはそれに代わる教員の上申により、当該研究科教授会を経て学長が採用を決定する。

(如 遇)

- **第5条** ティーチング・アシスタントに対し、手当を支給することができる。手当については、時間給とし、支給に関する事項は、契約書で定める。
- 2 ティーチング・アシスタントとして勤務する期間は、1年を限度とする。ただし、再 採用することができる。

(勤務時間)

- 第6条 ティーチング・アシスタントの勤務時間は、月40時間(週10時間程度)以内 を基準とする。ただし、当該大学院生の通常の研究、授業等に支障が生じないよう配慮 しなければならない。
- 2 学外研修期間等については、勤務することはできない。

(勤務報告)

- **第7条** 上申者は、毎年度の当初に当該年度のティーチング・アシスタントに係る勤務計 画書を、学長に提出するものとする。
- 2 前項の計画書の様式は、別記様式のとおりとする。

3 上申者は、翌月2日までにティーチング・アシスタントの当月の勤務時間報告書を、 学長に提出するものとする。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、ティーチング・アシスタントの実施に関し必要な 事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事 務)

第9条 ティーチング・アシスタントに係る事務については、人事部が上申の取り纏め、 支給に関する契約及び給与支給等を行い、学務部は、当該研究科教授会での審議に係る 事務を担当する。

(規程改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学研究科教授会、看護学研究科教授会の議を経て学長が 行う。

附 則

この規程は、平成5年4月1日より施行する。

附則

この改正は、平成23年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日より施行する。

附則

この改正は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この改正は、令和3年4月1日より施行する。

大阪医科薬科大学 医学研究科及び看護学研究科リサーチ・アシスタント規程

(平成17年4月1日施行)

(目的)

第1条 この規程は、大阪医科薬科大学大学院における研究体制の充実及び若手研究者の 育成に資するため、大学院医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程に在籍す る大学院生のうち、研究プロジェクト等に必要な補助的業務を行う者の取り扱いに関し、 必要な事項を定める。

(名 称)

第2条 前条に定める研究補助的業務を行う者の名称は、リサーチ・アシスタントとする。

(対象)

- 第3条 リサーチ・アシスタントは、大学院医学研究科博士課程及び看護学研究科博士後期課程の大学院生から採用する。
- 2 ティーチング・アシスタントとして採用される者又は社会人大学院生として入学し、 主たる本務先 (休職中を除く) をもつ者については、リサーチ・アシスタントになるこ とはできない。

(選考と採用決定)

第4条 リサーチ・アシスタントは、大学院生のうち、将来研究者となる意欲と優れた能力を有する者を指導教授の上申により、当該研究科教授会を経て学長が採用を決定する。

(処 遇)

- **第5条** リサーチ・アシスタントには、別に定める手当を支給する。支給に関する事項は、 契約書で定める。
- 2 リサーチ・アシスタントの採用期間は1年以内とする。ただし、再採用することができる。
- 3 研究プロジェクト等に要する経費のうち、個人を特定して支出されるものを対象として、予算の範囲内で旅費、調査費、図書費等を支給することができる。

(研究に従事する時間)

- 第6条 リサーチ・アシスタントとして研究に従事する時間は、1日8時間以内とする。 ただし、大学院生として通常の研究及び授業等に支障を生じさせないため、1か月の合 計時間は80時間以内(1週の合計時間は20時間程度)、1年の合計時間は600時間 以内とする。
- 2 学外研修期間等については、従事することはできない。

(研究補助時間の報告)

第7条 上申者は、翌月2日までにリサーチ・アシスタントの当月の勤務報告書を、学長に提出するものとする。

(実施細目)

第8条 この規程に定めるもののほか、リサーチ・アシスタントの実施に関し必要な事項は、研究科教授会において定めるものとする。

(事 務)

第9条 リサーチ・アシスタントに係る事務については、人事部が上申の取り纏め、支給に関する契約及び給与支給等を行い、学務部は、当該研究科教授会での審議に係る事務を担当する。

(規程改廃)

第10条 この規程の改廃は、医学研究科教授会、看護学研究科教授会の議を経て学長が 行う。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成26年5月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成28年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和3年4月1日から施行する。

附則

この改正は、令和6年4月1日から施行する。

学校法人大阪医科薬科大学 ハラスメント等の防止等に関する規程

(平成17年11月15日施行)

(目 的)

第1条 この規程は、学校法人大阪医科薬科大学(以下、「本法人」という。)に在籍する教職員及びその他の構成員(契約職員、パートタイム労働者、非正規労働者等も含み、以下、「職員等」という。)並びに本法人が設置する学校の学生・生徒(以下、「学生等」という。)が、教育・研究・診療機関等においてそれぞれの社会的使命を果たすために、お互いに人格を認め合い、個人として尊重される環境を保持し、セクシュアル・ハラスメント、性暴力、パワー・ハラスメント、妊娠・出産・育児・介護に関するハラスメント(以下、「妊娠・出産等ハラスメント」という。)及びその他のハラスメント(以下、「妊娠・出産等ハラスメント」という。)及びその他のハラスメント(以下、「ハラスメント等」という。)を防止するために必要な事項を定める。

(適用範囲)

第2条 この規程は、本法人が設置する施設等に適用する。

(定義)

- 第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意味は、以下に定めるところによる。
 - (1) セクシュアル・ハラスメントとは、職員等又は学生等(以下、「職員・学生等」という。)が他の職員等又は学生等(以下、「他者」という。)の人権を侵害し、あるいは他者を不快にさせ、その他就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の性的な言動をいう。
 - ① 性的及び身体上の事柄に関する不必要な質問・発言
 - ② わいせつ図画の閲覧、配布、掲示
 - ③ うわさの流布
 - ④ 性的な言動により他者の就労意欲又は学習意欲を低下せしめ、能力の発揮を阻害する行為
 - ⑤ 交際・性的関係の強要
 - ⑥ 性的な言動への抗議、又は拒否等を行った職員・学生等に対して、解雇や退学 その他不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
 - ⑦ その他、他者の人権を侵害し、又は他者に不快感を与える性的言動
 - (2) 性暴力とは、以下の行為をいう。
 - ① 性交その他の性的な行為をする又はさせる行為
 - ② 衣服その他の身に着ける物の上から又は直接に性的な部位その他の身体の一部 に触れる行為
 - ③ 通常衣服で隠されている下着又は身体を撮影する行為
 - (3) パワー・ハラスメントとは、職員・学生等が他者に、地位又は人間関係等の優位性を背景に、業務又は教育・研究上の適正な範囲を超えて、精神的・身体的苦痛

を与える言動又は、就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる言動をいう。なお、安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、パワー・ハラスメントには該当しない。

- (4) 妊娠・出産等ハラスメントとは、職員・学生等が、他者が育児・介護に伴う休業や休学等を申出・取得したことを理由として、当該他者の就業又は教育・研究・修学環境を悪化させる以下の言動をいう。なお、業務分担や安全配慮義務等の観点から、客観的にみて、業務上の必要性及び相当性に基づく言動は、妊娠・出産等ハラスメントには該当しない。
 - ① 妊娠・出産・育児・介護に関する制度や措置の正当な利用等に関し、解雇や退 学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
 - ② 妊娠・出産したことにより、解雇や退学その他の不利益な取扱いを行い、又はこれを示唆する言動
 - ③ その他、妊娠・出産・育児・介護に関する不当な言動
- (5) その他のハラスメントとは、職員・学生等が飲酒の強要、喫煙等にまつわる不当な行為、威圧、暴言、誹謗、中傷、風評の流布等により人権を侵害する等、他者を不快にさせる言動をいう。

(管理監督者の責務)

- 第4条 職員・学生等を管理監督する地位にある者は、次の各号に掲げる事項に注意し、 ハラスメント等の防止等に必要な措置を講じなければならない。
 - (1) 日常の執務を通じた指導等により、ハラスメント等に関して職員・学生等へ注意喚起を行い、ハラスメント等に関する認識を深めさせること。
 - (2) 職員・学生等の言動に十分な注意を払い、ハラスメント等の行為又はハラスメント等に起因する問題が生じることがないよう配慮すること。

(ハラスメント防止体制)

第5条 第1条の目的を達成するため、ハラスメント防止体制として、統括責任者を置き、 その下にハラスメント等防止委員会(以下、「防止委員会」という。)を置く。

(ハラスメント防止体制の組織)

第6条 統括責任者に関する事項並びに防止委員会の組織及び運営に関する事項は、別に 定める。

(防止委員会)

- 第7条 防止委員会は、次の事項を取り扱う。
 - (1) ハラスメント等が発生するような環境、慣習を改善すること。
 - (2) ハラスメント等の防止に関する研修・啓発活動を行うこと。
 - (3) 相談窓口によせられた苦情相談のうち事実調査が必要と認めた場合は、事実関係の調査を行うこと。
 - (4) ハラスメント等の行為者について、必要な措置を講ずるよう理事長に報告する

こと。

(調査委員会)

- 第8条 防止委員長は、相談員の勧告に基づいて必要と認めた場合は、事実関係を調査するための調査委員会を設置する。
- 2 調査委員会に関する事項は、別に定める。

(相談窓口)

- 第9条 相談窓口は、職員・学生等からの信ずるに足りる相当の苦情相談に対応する。
- 2 相談窓口に関しては、別に定める。

(不利益取扱の禁止)

第10条 ハラスメント等に対する苦情の申し出、苦情等に関わる調査への協力に起因して、職員・学生等が就業又は教育・研究・修学する上で、不利益な取り扱いを受けることがないようにしなければならない。

(プライバシーの保護)

- 第11条 防止委員会及び調査委員会の委員並びに相談窓口の他、当該問題に関して職務 上の情報を知り得た者は、関係者のプライバシーの保護を最優先に、その内容につい て守秘義務を負うものとする。
- 2 ハラスメント等の対応にあたっては、当事者及びその他の関係者等から公正な事情聴取を行うものとし、事情聴取者の名誉、人権及びプライバシーに十分配慮しなければならない。

(ハラスメント等の行為に対する措置等)

- 第12条 ハラスメント等の事実が認められ、防止措置が必要な場合には、防止委員長は 遅滞なくその旨を職員等に関しては理事長に、学生等に関しては理事長並びに学長あ るいは校長に報告しなければならない。
- 2 報告を受けた理事長、学長、校長は、ハラスメント等の防止措置を実施するとともに、 行為者の懲戒が必要と判断した場合には、就業規則あるいは学則に基づきその手続き を採る。

(相談者の義務)

第13条 相談者は、ハラスメント等の行為者にも人権やプライバシーがあることを十分 に認識しなければならない。

(改 廃)

第14条 この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

附 則

この規程は、平成17年11月15日から施行する。

附 則

この改正は、平成24年4月1日から施行する。

附則

この改正は、平成25年9月1日から施行する。

附 則

この改正は、平成27年12月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定に関わらず、次の各号の施設については、契約等に基づき当面の間、譲 受又は合併前の体制を保つ。
 - (1) 大阪薬科大学
 - (2) 大阪医科大学三島南病院
 - (3) 訪問看護ステーション
 - (4) ケアプランセンター

附 則

この改正は、平成30年3月1日から施行する。

附 則

- 1 この改正は、令和元年10月1日から施行する。
- 2 前項の施行日以降は、大阪薬科大学にも適用する。
- 3 この規程の施行に伴い、「大阪薬科大学人権侵害防止等に関する規程」、「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関する規程」及び「セクシュアル・ハラスメントの防止と対策に関するガイドライン」は廃止する。

附 則

この改正は、令和6年11月7日から施行する。

大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報保護についての基本方針

大阪医科薬科大学(以下、本学という)は、学生等の個人情報の保護を重要な責務と考え、個人情報の保護に関する法律に定める事項に関し、学生等に関する個人情報の適正な取扱を確保するため、以下の個人情報保護方針を定め、周知徹底を図り、個人情報保護に努めます。

なお、個人情報とは、①入学手続等に関し提出のあった学生カード等から取得した氏名、性別、生年月日、住所、電話番号(携帯電話含)、メールアドレス、入学までの履歴、保護者(氏名・続柄・職業・勤務先・住所)、本人以外の家族状況等の内容やこれらの変更内容などから特定の個人を識別できる情報、②授業科目の履修及び学習の評価によって生ずる情報、③肖像(授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像)をいいます。

1. 個人情報の取得について

- (1) 本学では、入学予定者が入学手続に際し提出した「学籍簿台帳」等の内容やこれらの変更内容など、学生と保護者の個人情報を記録し保存します。保存した個人情報は「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」に則り、必要な範囲内に限定して利用します。
- (2) 本学では、学生の授業科目履修状況や学習評価及び進級に関する様々な学習評価の個人情報は学籍管理システム等に保存します。
- (3) 本学では、学生の授業風景、大学生活、課外活動等を撮影した写真や画像を広報活動等に利用することがあります。

2. 個人情報の管理について

- (1) 本学では、「個人情報の保護に関する法律」及び「個人情報の保護に関する法律関連法令」並びに「学校における生徒等に関する個人情報の適正な取扱いを確保するために事業者が講ずべき措置に関する指針」及びその他大阪医科薬科大学諸規程等で学生等の個人情報の安全管理に努めます。また、取り扱う学生等の個人情報の漏洩、滅失または毀損の防止その他の個人情報の安全管理のために適切な措置を講じます。
- (2) 本学では、以下の場合を除き、個人情報を第三者に提供することはありません。
 - ① 学生等から同意を得ている場合。
 - ② 法令に基づく場合。
 - ③ 人の生命、身体または財産の保護のために必要で本人の同意を得ることが困難な場合。

3. 情報の開示等対応について

- (1) 本学では、学生等または学生等の許可を得た代理人からの個人情報の開示請求について、教育活動並びに学生生活に与える影響を勘案しながら、速やかに対応します。
- (2) 本学では、個人情報の改ざんが行われないよう厳重な管理をしますが、誤った個人情報が記録されている時は,速やかに訂正等をします。
- (3) 本学では、苦情及びお問合せにつきましては、コンプライアンス委員会事務局(総務部総務課(内線 2616))にて承ります。

2021年4月1日 大阪医科薬科大学 学長

大阪医科薬科大学における学生・大学院生に関する個人情報の利用目的

大阪医科薬科大学(以下本学という)では本学の理念に基づいた教育を実施するため、学生(在学生、 卒業生を含む)、研究生、学位申請者および保護者、保証人等関係者の皆様の個人情報を取得しますが、 その利用目的は原則として以下に限定することといたします。

- 1. 成績評価・成績判定・試験合否判定、また授業・実習の編成・実施上必要な基礎データの構築の利用
 - (1) 成績評価、教育実施およびその内容改善に必要な利用目的
 - ① 成績一覧等の成績評価判定用の学内資料の作成
 - ② 本学の教育内容を改善する為の成績データ・アンケート等の分析
 - ③ 学年別名簿作成・時間割編成等教育実施に必要な資料の作成
 - ④ 学外実習、学外講座等の該当機関に履修上必要な各種届の提出
 - ⑤ 授業内容、試験日、学内行事等の学生宛連絡 (対象者の氏名・学籍番号を学内掲示することを含む)
 - ⑥ 国家試験の手続き上必要な資料の作成
 - (7) 学位申請手続き上必要な資料の作成
- 2. 本学での学生生活上必要な諸手続きに対しての事務上の利用
 - (1) 学内生活上の庶務手続に関すること
 - ① 学生証、各種証明書の発行および管理
 - ② 健康管理、保険等に関する諸手続および必要書類の関係機関宛送付
 - ③ 教室・ロッカー等本学施設・備品の使用管理
 - ④ 学友会等の活動に関する各種届出の受理・保管
 - ⑤ 上記手続に必要な本人宛連絡(学内掲示を含む)
 - (2) 教学事務に関すること
 - ① 学籍・成績データ・卒業生名簿等の作成・保管・管理
 - ② 退学・休学等の事務手続
 - ③ 学生移動の統計資料の作成
 - (3) 学生指導に関すること
 - ① 学生成績を始めとした学生情報の保護者宛開示
 - (4) 奨学金他、学費に関すること
 - (5) 大学院進学に関する諸手続き
- 3. 本学の情報公開および各種案内に必要な利用
 - ① 大学案内、募集要領、学内行事等案内の送付
 - ② 保護者会、同窓会等の関係者宛案内
 - ③ 本学教学活動に関する外部監査機関への情報提示
 - ④ 大学案内・要覧冊子やホームページ等への写真・画像掲載

以上の利用目的については、学生等皆様のご了承をいただいたものとして取扱させていただきます。あらかじめ利用目的を公表していない事項の利用につきましては、その利用目的を通知又は公表等を行い、ご了承をいただくこととします。

2021年4月1日 大阪医科薬科大学 学長